

広島県告示第千四百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第六項並びに第八条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十三年広島県告示第五百三十八号			
所在地		広島県広島市安佐南区安東六丁目、上安五丁目、上安町地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	安東六丁目三二（四五五九）	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因の自然現象の種類	土砂災害の発生原因の自然現象の種類
	上安五丁目一〇（四五五九―一）	急傾斜地の崩壊	土石流		
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	安東六丁目三二（四五五九）	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因の自然現象の種類	土砂災害の発生原因の自然現象の種類
	上安五丁目一〇（四五五九―一）	急傾斜地の崩壊	土石流		
行友川（三三六c）		行友川（三三六c）			